



栃木県公報

平成25年
3月29日(金)
号外
第31号

目次 規則

○栃木県公有財産事務取扱規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第十四号

栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

栃木県公有財産事務取扱規則（昭和五十二年栃木県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「管理課及び会計課」を「会計管理課」に改める。

第三十五条の見出しを「（使用許可財産の現状の変更）」に改め、同条第一項中「原状の変更をしよう」を「使用許可財産の現状を変更しよう」に、「県有財産原状変更申請書」を「県有財産現状変更申請書」に改め、同条第二項中「場合に」を「場合について」に改める。

第三十八条の見出しを「（貸付け等の申込み）」に改め、同条中「県有財産貸付申請書」を「県有財産貸付申込書」に改め、同条ただし書中「競争入札」の下に「及び公募」を加え、同条に次の二項を加える。

2 財産管理者は、第四十一条第一項の貸付料の減免を受けようとする者があるときは、その者から県有財産貸付料減免申込書（別記様式第二十五号の二）を提出させなければならない。

3 第三十三条第三項の規定は、前二項の申込書が提出された場合について準用する。

第三十九条の見出しを「（貸付け等）」に改め、同条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる図面その他の関係書類」を「次に掲げる関係資料」に改め、同項第一号中「県有財産貸付申請書」を「県有財産貸付申込書」に改め、同項第二号中「県有財産貸付料減免申請書」を「県有財産貸付料減免申込書」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十四条第三項及び第四項の規定は、前条第一項又は第二項の申込書が提出された場合について準用する。

第四十条第一項中「貸付け」を「貸付期間」に改め、同項第四号中「土地及び土地の定着物以外の」を「前各号の場合を除くほか、」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 建物を貸し付ける場合（借地借家法第三十八条第一項の規定に基づく建物の賃貸借に該当する場合に限る。）
五年以内

第四十条第一項第二号の次に次の二号を加える。

三 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十三条第一項の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき
三十年以上五十年未満

四 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十三条第二項の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき
十年以上三十年未満

第四十条第二項中「期間は」を「貸付期間は」に改め、「同項第二号」の下に「から第四号まで及び第六号」を加え、「更新の日」を「その貸付期間は、従前の貸付期間の満了の日の翌日」に、「同項各号に規定する」を「同項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる場合に応じ当該各号に定める」に改め、同条に次の二項を加える。

3 財産管理者は、前項の規定による貸付期間の更新をしようとする者があるときは、その期間満了日の三十日前までに、その者から県有財産貸付期間更新申込書（別記様式第二十五号の三）を提出させなければならない。ただし、競争入札による貸付けの場合にあつては、この限りでない。

4 第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第四項並びに前条第一項及び第二項の規定は、前項の申込書が提出された場合について準用する。

第四十一条を次のように改める。

(貸付料)

第四十一条 公有財産の貸付料は、知事が別に定める基準により算定した額とする。ただし、競争入札による貸付けの場合にあつては当該競争入札の落札金額、公募による貸付けの場合にあつては当該公募により決定した額とする。

2 前項の貸付料は、納入通知書により指定された期限までに納入させなければならない。

3 財産管理者は、第一項の貸付料を一括して納入させるものとする。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、分割して納入させることができる。

第四十四条第一項中「県有財産指定用途変更申請書」を「県有財産指定用途変更申込書」に改め、同条第二項中「申請書」を「申込書」に、「場合に」を「場合について」に改める。

第四十五条の次に次の四条を加える。

(貸付財産の現状の変更)

第四十五条の二 財産管理者は、貸付財産の現状を変更しようとする借受人があるときは、事前にその者から県有財産現状変更申込書（別記様式第二十六号の二）を提出させなければならない。

2 第三十三条第三項並びに第三十四条第三項及び第四項の規定は、前項の申込書が提出された場合について準用する。

(貸付期間等の変更)

第四十五条の三 財産管理者は、公有財産の貸付期間を変更しようとする借受人があるときは、事前にその者から県有財産貸付期間変更申込書（別記様式第二十六号の三）を提出させなければならない。

2 財産管理者は、公有財産の貸付面積等を変更しようとする借受人（競争入札による貸付けに係るものを除く。）があるときは、事前にその者から県有財産貸付面積等変更申込書（別記様式第二十六号の四）を提出させなければならない。

3 第三十三条第三項並びに第三十四条第三項及び第四項の規定は、前二項の申込書が提出された場合について準用する。

(借受人及び連帯保証人の住所及び氏名の変更)

第四十五条の四 財産管理者は、借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したときは、速やかに、その者から県有財産借受人（連帯保証人）住所（氏名）変更届（別記様式第二十六号の五）を提出させなければならない。

2 第三十三条第三項の規定は、前項の変更届が提出された場合について準用する。

(借受人及び連帯保証人の承継)

第四十五条の五 財産管理者は、借受人又は連帯保証人について相続、合併又は分割があつたときは、速やかに、当該相続、合併又は分割により借受人又は連帯保証人の地位を承継した者から県有財産借受人（連帯保証人）承継届（別記様式第二十六号の六）を提出させなければならない。

2 第三十三条第三項の規定は、前項の承継届が提出された場合について準用する。

第四十六条中「第三十三条第一項ただし書、第二項及び第三項、第三十四条第三項及び第四項、第三十五条第一項、第三十六条並びに」を「第三十六条及び」に改める。

第五十九条中「、第四十三条及び」を「から」に改める。

別記様式第二十号中「を使用したいので、許可ください」とを「の趣旨を許可していただきぬよう」に、

「

冊	講	の	埋	冊
---	---	---	---	---

」を「

使	用	の	埋	冊
---	---	---	---	---

」に改め、備考を次のように改める。

備考 関係図面その色必要資料を添付すること。

別記様式第二十一号中「県有財産使用料（貸付料）減免申請書」を「県有財産使用料減免申請書」に、「（貸付料）の減免を授けたいので、減免ください」とを「を減免していただきぬよう」に、

「

使

」

用 許 可 (貸 付) 財 産	を	使 用 許 可 財 産	を	「	使用許可 期間	「	使用許可期間	を	」
				貸借契約	使用料				
				使用料(貸付料)	使用料				
				使用許可 年月日	」	使用許可年月日			

「申請の理由」を「減免の理由」に「面図」や「図面」に添付し、備考を次のように改める。

備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。
別記様式第11号中「県有財産原状変更申請書」や「県有財産現状変更申請書」に「原状を」や「現状

を」に添付し、「承認くださるよう」を記す。

を」に添付し、「承認くださるよう」を記す。	を	」	「	使用許可 期間	「	使用許可期間	を	」
			貸借契約	使用料				
			使用料(貸付料)	使用料				
				使用許可 年月日	」	使用許可年月日		

申請の理由及び内容	別紙のとおり	を に改
変更の内容及び理由	別紙のとおり	
変更希望年月日	年 月 日	

め、備考を次のように改める。
備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。
別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第25号 (第38条関係)

県 有 財 産 貸 付 申 込 書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所

氏 名

Ⓜ

生年月日

年

月

日

性 別

男

・

女

次の財産を貸し付けてくださるよう申し込みます。

施 設 の 名 称						
貸 付 申 込 財 産	土 地	所 在 地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
申 込 財 産	建 物	所 在 地				
		構 造				
		面 積				
産	そ の 他 の 財 産	種 類				
		数 量 等				
貸 付 希 望 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで				
貸 付 希 望 面 積 等						
貸 付 料		指定のとおり				
希 望 用 途						
使 用 の 理 由		別紙のとおり				
そ の 他 必 要 な 事 項						
添 付 書 類		書類 通 函 面 枚				
		申 込 者 連 絡 先	担 当 者		電 話	

備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第115号の次に次の11様式を加える。

別記様式第25号の2 (第38条関係)

県 有 財 産 貸 付 料 減 免 申 込 書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所

氏 名

㊞

次の県有財産の貸付料を減免して下さるよう申し込みます。

施 設 の 名 称					
貸 付 財 産	土 地	所 在 地			
		地 目			
		地 積			
	建 物	所 在 地			
		構 造			
		面 積			
	そ の 他 の 財 産	種 類			
		数 量 等			
	貸 付 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで		
	貸 付 面 積 等				
貸 付 料					
指 定 用 途					
貸 付 年 月 日	年 月 日				
減 免 申 込 額	指定のとおり				
減 免 の 理 由	別紙のとおり				
そ の 他 必 要 な 事 項					
添 付 書 類	書類 通	図面 枚			
	申込者連絡先	担当者	電 話		

備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第25号の3 (第40条関係)

県 有 財 産 貸 付 期 間 更 新 申 込 書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所

氏 名

㊦

次の県有財産を借受中のところ、その貸付期間を更新したいので申し込みます。

施 設 の 名 称			
借 受 中 の 財 産	土 地	所 在 地	
		地 目	
		地 積	
	建 物	所 在 地	
		構 造	
		面 積	
	そ の 他 の 財 産	種 類	
		数 量 等	
	貸 付 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	貸 付 面 積 等		
貸 付 料			
指 定 用 途			
貸 付 年 月 日	年 月 日		
更 新 希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
更 新 の 理 由	別紙のとおり		
そ の 他 必 要 な 事 項			
添 付 書 類	書類 通 函面 枚		
	申 込 者 連 絡 先	担 当 者	
		電 話	

備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第26号(第44条関係)

別記様式第26号 (第44条関係)

県有財産指定用途変更申込書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所

氏 名

印

次の県有財産を借受中のところ、その用途を変更したいので申し込みます。

施設 の 名 称					
借 受 中 の 財 産	土 地	所 在 地			
		地 目			
		地 積			
	建 物	所 在 地			
		構 造			
		面 積			
	その他 の財産	種 類			
		数 量 等			
	貸 付 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで		
	貸 付 面 積 等				
貸 付 料					
指 定 用 途					
貸 付 年 月 日	年 月 日				
変 更 後 の 用 途					
変 更 の 理 由	別紙のとおり				
変 更 希 望 年 月 日	年 月 日				
そ の 他 必 要 な 事 項					
添 付 書 類	書類 通	図面 枚			
	申込者連絡先	担当者	電話		

備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第26号の次に次の五欄を添付する。

別記様式第26号の2 (第45条の2関係)

県有財産現状変更申込書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所

氏 名

印

次の県有財産を借受中のところ、その現状を変更したいので申し込みます。

施設 の 名 称				
借 受 中 の 財 産	土 地	所 在 地		
		地 目		
		地 積		
	建 物	所 在 地		
		構 造		
		面 積		
	そ の 他 の 財 産	種 類		
		数 量 等		
	貸 付 期 間	年 月 日 から	年 月 日	まで
	貸 付 面 積 等			
貸 付 料				
指 定 用 途				
貸 付 年 月 日	年 月 日			
変更の内容及び理由	別紙のとおり			
変更希望年月日	年 月 日			
その他必要な事項				
添 付 書 類	書類 通	図面	枚	
	申込者連絡先	担当者	電 話	

備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第26号の3 (第45条の3関係)

県 有 財 産 貸 付 期 間 変 更 申 込 書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所

氏 名

㊤

次の県有財産を借受中のところ、その貸付期間を変更したいので申し込みます。

施 設 の 名 称					
借 受 中 の 財 産	土 地	所 在 地			
		地 目			
		地 積			
	建 物	所 在 地			
		構 造			
		面 積			
	その他 の財産	種 類			
		数 量 等			
	貸 付 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで		
	貸 付 面 積 等				
貸 付 料					
指 定 用 途					
貸 付 年 月 日	年 月 日				
変 更 後 の 貸 付 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで			
変 更 の 理 由	別紙のとおり				
そ の 他 必 要 な 事 項					
添 付 書 類	書類 通 函面 枚				
申込者連絡先		担当者		電 話	

備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第26号の4 (第45条の3関係)

県 有 財 産 貸 付 面 積 等 変 更 申 込 書

年 月 日

栃木県知事 様

申込者住所

氏 名

㊦

次の県有財産を借受中のところ、その貸付面積等を変更したいので申し込みます。

施 設 の 名 称				
借 受 中 の 財 産	土 地	所 在 地		
		地 目		
		地 積		
	建 物	所 在 地		
		構 造		
		面 積		
	その他 の財産	種 類		
		数 量 等		
	貸 付 期 間	年 月 日 から		
		年 月 日 まで		
貸 付 面 積 等				
貸 付 料				
指 定 用 途				
貸 付 年 月 日	年 月 日			
変更後の貸付面積等				
変 更 の 理 由	別紙のとおり			
変 更 希 望 年 月 日	年 月 日			
その他必要な事項				
添 付 書 類	書類 通	図面	枚	
	申込者連絡先	担当者	電 話	

備考 関係図面その他必要な資料を添付すること。

別記様式第26号の5 (第45条の4関係)

県有財産借受人(連帯保証人)住所(氏名)変更届

年 月 日

栃木県知事 様

届出者住所

氏 名

㊦

次の県有財産を借受中のところ、その借受人(連帯保証人)の住所(氏名)を変更したので届け出ます。

施設 の 名 称				
借 受 中 の 財 産	土 地	所 在 地		
		地 目		
		地 積		
	建 物	所 在 地		
		構 造		
		面 積		
	そ の 他 の 財 産	種 類		
		数 量 等		
	貸 付 期 間	年 月 日 から	年 月 日	まで
	貸 付 面 積 等			
貸 付 料				
指 定 用 途				
貸 付 年 月 日	年 月 日			
変更前の住所(氏名)				
変 更 年 月 日		年 月 日		
そ の 他 必 要 な 事 項				
添 付 書 類		書類 通		
届出者連絡先		担当者	電話	

備考 借受人(連帯保証人)が住所(氏名)を変更した事実を確認することができる資料を添付すること。

別記様式第26号の6 (第45条の5関係)

県有財産借受人(連帯保証人)承継届

年 月 日

栃木県知事

様

届出者住所

氏 名

Ⓜ

生年月日

年

月

日

性 別

男

・

女

次の県有財産を借受中のところ、その借受人(連帯保証人)の地位を承継したので届け出ます。

施設 の 名 称		
借 受 中 の 財 産	土 地	所 在 地
		地 目
		地 積
	建 物	所 在 地
		構 造
		面 積
	そ の 他 の 財 産	種 類
		数 量 等
	貸 付 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	貸 付 面 積 等	
貸 付 料		
指 定 用 途		
貸 付 年 月 日	年 月 日	
従前の借受人(連帯保証人)		
承 継 の 理 由		
承 継 年 月 日		年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項		
添 付 書 類		書類 通
届出者連絡先		担当者
		電 話

備考 借受人(連帯保証人)の地位を承継した事実を確認することができる資料を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四十一条の規定は、貸付期間がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する公有財産の貸付けについて適用する。

3 財産管理者は、貸付期間が施行日以後に開始する公有財産の貸付け及び当該貸付けに係る貸付料の減免(以下「公有財産の貸付け等」という。)を受けようとする者があるときは、施行日前においても、改正後の第三十八条第一項及び第二項並びに別記様式第二十五号及び別記様式第二十五号の二の規定の例により、公有財産の貸付け等の申込みをさせることができる。

4 部局長は、前項の規定により公有財産の貸付け等の申込みがあつた場合には、施行日前においても、改正後の第三十九条から第四十二条までの規定の例により、公有財産の貸付け等の決定をすることができる。この場合において、これらの規定の例により公有財産の貸付け等の決定をしたときは、施行日において、これらの規定により公有財産の貸付け等の決定があつたものとみなす。

(土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱規程の一部改正)

5 土地改良財産の管理及び処分に関する事務取扱規程(昭和四十年栃木県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「借受申請書」を「県有財産貸付申込書」に改め、同条中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に、「県有財産借受申請書」を「県有財産貸付申込書」に改める。

(管財課)